鳥取県告示第347号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者から指定相談支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年5月7日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業 を行っていた事業所の名 称	指定に係る相談支援事業 を行っていた事業所の所 在地	廃止年月日
特定非営利活動	米子市道笑町	障害者生活支援センター	米子市道笑町二丁目126	平成20年3月31日
法人すてっぷ	二丁目126	すてっぷ	-4	